

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務実績データの作成及び登録)

第5条 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し、登録機関(一財)日本建設情報総合センター)が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

- (1) 契約時は、業務契約後10日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
 - (2) 途中変更時は、契約変更後10日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
 - (3) 完了時は、業務完了後10日以内
 - (4) 訂正時は、適宜とする。
- 2 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。
- 3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。
なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
- 4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。
- 5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。
- 6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(履行報告)

第6条 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務は、長生中央地区の数値地形図(レベル1000)を作成することを目的とし、特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 貸与資料

本業務にて使用する空中写真は、貸与する阿南市道路台帳業務における空中写真成果を利用し、実施するものとする。

2 水準測量

水準測量は、既知点に基づき、新点である水準点の標高を定めるものとする。

本業務にて使用する水準点は、1等水準点(基準点コード=L010000005083)並びに1等水準点(基準点コード=L010000005084)を使用し実施するものとする。なお、新水準点設置については、後続作業における利用等を考慮し適切な位置に選定するものとする。

3 標定点測量

- 1) 標定点の設置は、既地点の他に同時調整及び図化において空中写真の標定に必要な基準点及び水準点を設置するものとする。
- 2) 標定点測量の精度は、地図情報レベルにおいて、水平位置0.10m以内標高は0.10m以内とする。
- 3) 標定点の設置は、基準点において、基準点の配点状況により1～4級基準点測量に準じて行い、水準点にあつては、簡易水準測量に準じて行うものとする。

4 同時調整

デジタルステレオ図化機によりパスポイント及びタイポイント並びに基準点等の写真座標を自動及び手動測定し、GNSS/IMU装置により得られた外部標定要素との調整計算を行った上、各写真の外部標定要素及びパスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を定めるものとする。

5 現地調査

- 1) 現地調査は、地形図を作成するために必要な各種事項、名称等に対する図式を考慮して現地において調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料に記入して、図化及び編集に必要な資料を作成するものとする。
- 2) 現地調査に使用する空中写真の縮尺は、原則として、図化縮尺と同縮尺とする。
- 3) 予察は、現地調査の着手前に、空中写真、参考資料を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。
- 4) 予察結果に基づいて空中写真及び各種資料を活用し実施するものとする。
 - ①予察結果の確認、②空中写真上で判読困難又は、判読不能な事項
 - ③空中写真撮影後の変化状況、④図式の適要上必要な事項
 - ⑤注記に必要な事項及び境界、⑥その他特に必要とする事項
- 5) 調査結果は、図化及び編集の便を考慮して、引き伸ばし空中写真上に記入し、整理するものとする。

6 数値図化

- 1) 数値図化は、デジタルステレオ図化機（以下数値図化機という。）を用いて、地図情報を数値形式で取得し、記録しなければならない。
 - ①使用する数値図化機は所要の精度を確認するため作業着手前に点検調整を行うものとする。
- 2) 数値図化における座標値の単位（地上座標）は、cm単位とする。
- 3) 数値図化時においてデータの位置、形状等をグラフィックディスプレイ又は描画テーブル等に出し、モニタリングにより確認するものとする。モニタリングは原則として、数値図化工程において行うものとする。
- 4) 取得する数値図化データには原則として、その種類を表すための分類コードを付すものとする。
- 5) 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、マップデジタル化法又はこれらの併用法で行うものとする。
- 6) 標高点の測定は、1回測定を行った後、点検のための測定を行うものとする。
- 7) 数値図化データは、自動製図機により地図情報レベル相当の縮尺で、出力図を作成するものとする。
- 8) 数値図化データの点検は、出力図を用いて空中写真・現地調査資料等により行うものとする。
- 9) 標高点の測定は、地図情報レベル1000(一般)では、道路の主要な分岐点・道路が通ずるあん部・河川の合流点・谷口・主な傾斜の変化点等であるが、本業務の事業目的を鑑み、標高点については、地形補備測量を実施し各田面等の標高を求めることとする。

7 数値編集

- 1) 数値編集とは、現地調査等の結果に基づき、編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。
- 2) 数値図化データ及び地形補備データは、編集装置に入力するものとする。
- 3) 現地調査等において収集した図面等の資料は、デジタル化又はスキャナを用いて数値化し、編集装置に入力するものとする。
- 4) 前条において入力されたデータは、編集装置を用いて、追加・削除・修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。
- 5) 数値編集は、原則として真位置データ及び作図データに区分して編集するものとする。
- 6) 接合は、モデル間及び隣接する図郭間で行い、座標を一致させるものとする。

8 補測編集

- 1) 補測編集は、編集済データ出力図に表現されている重要な事項の確認及び必要部分の補備測量を現地において行い、編集済データに追加、修正等の編集処理を行うことにより補測編集済データを作成するものとする。
- 2) 現地補測は、基準点等又は編集済データ出力図上の確実かつ明瞭な点に基づき、TSを用いて行うものとする。
- 3) 現地補測の結果は、後続作業に支障のないよう留意し、電子記憶媒体編集済データ出力図等に整理するものとする。
- 4) 補測編集済データは、現地補測の結果に基づき、編集装置を用いて数値編集において作成された編集済データに追加、修正等の編集処理を行い作成するものとする。

9 地形補備測量

現地で等高線及び標高点を測定、描画する作業を行うものとする。

10 数値地形データファイルの作成

製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。